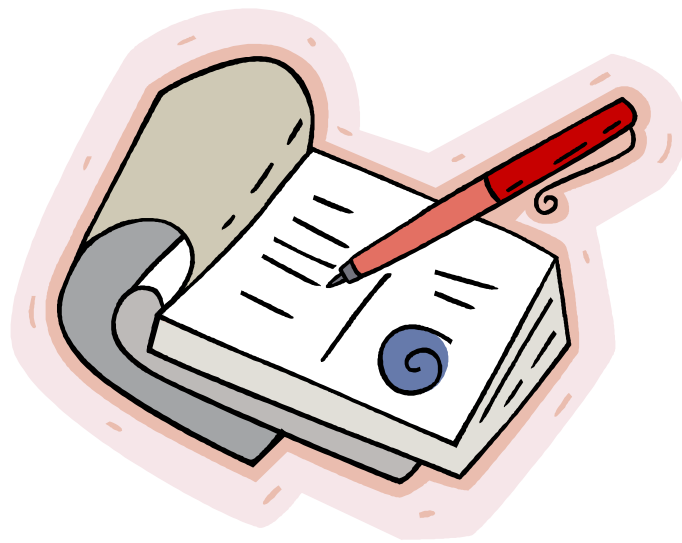


雇用促進計画の提出手続き

～雇用促進税制の適用を受けるために～



適用期限が2年間延長になりました！

※ 平成28年3月31日までの期間内に始まる事業年度分まで適用されます。

- ◆ 雇用促進税制とは、**適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。
- ◆ **雇用者数の増加 1人あたり40万円の税額控除**が受けられます。
- ◆ 適用を受けるためには、あらかじめ**「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要**があります。

◆税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は2ページをご覧ください



雇用促進税制とは

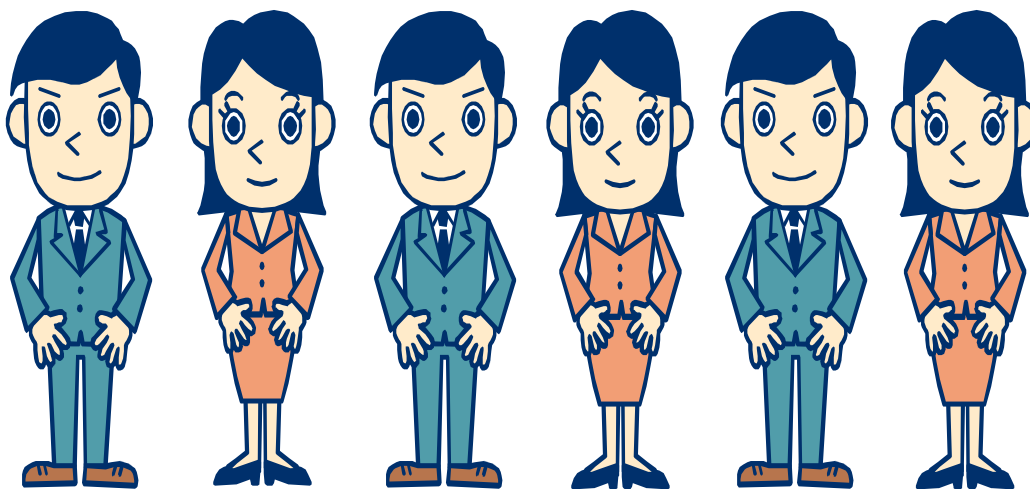
平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に始まる事業年度（以下「適用年度」といいます）※¹において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除※²が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの各年。

※2 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

次の事業年度については、雇用促進税制の適用はありません

- ・ 設立（合併による設立を除く）の日を含む事業年度
- ・ 解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度
- ・ 清算中の事業年度



対象となる事業主の要件

□ 青色申告書を提出する事業主であること

□ 適用年度とその前事業年度※¹に、事業主都合による離職者※² がないこと

- ※ 1 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。
- ※ 2 雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
高年齢継続被保険者とは、65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳に達した日以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

□ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業※¹の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加※²させていること

- ※ 1 中小企業とは以下のいずれかを指します。（詳細は租税特別措置法第42の4および同法施行令を参照）
 - ・ 資本金 1 億円以下の法人
 - ・ 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人（個人事業主の場合は、常時使用する従業員数が1000人以下の個人）

- ※ 2 雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者数}}$$

- 適用年度以前から雇用していた人が適用年度途中に65歳となり、高年齢継続被保険者として適用年度末まで雇用していた場合には、当該人数を前事業年度末日の雇用者数から引いた上で雇用者増加数を算出します。

〔詳細は10ページをご確認ください〕

□ 適用年度における給与等※¹の支給額が、比較給与等支給額※²以上であること

- ※ 1 給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特典関係者（役員の親族など）に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。
- ※ 2 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額
+ （前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%）

□ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

- ※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など）

確定申告までの流れ

適用年度開始 ①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後**2か月以内**に本社・本店を管轄するハローワーク※1に雇用促進計画を提出してください。※2
〔提出書類は5 鈔をご確認ください〕

➡ ハローワークは、「雇用促進計画－1」に受付印を押印して返却します（この押印は、**収受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません**）。計画開始（適用年度開始）時の雇用保険一般被保険者数は、計画終了（適用年度終了）時にあわせて確認します。

返却された雇用促進計画は、適用年度終了まで大切に保管してください。

ハローワークが、雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください！

適用年度中

適用年度終了 ②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2か月以内（個人事業主は3月15日まで）**に、本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認※3を求めてください。※2
〔提出書類は5 鈔をご確認ください〕

➡ ハローワークは、提出された書類を預かり、各都道府県労働局（またはハローワーク）が、雇用促進計画の達成状況を確認した上で、「雇用促進計画－1」を返送します。**お預かりしてから返送までに約2週間（4月・5月は1か月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう余裕をもって提出してください。**

なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画－1」の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局（またはハローワーク）が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容に朱書き修正の上、計画終了（適用年度終了）時確認印を押印して返送します。

返 送

確定申告 ③税務署に申告

達成状況の確認を受けた「雇用促進計画－1」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※1 納税地を管轄するハローワークに提出してください。その際、主たる事業所以外の事業所が、重複して雇用促進計画を提出することのないように注意してください。

※2 郵送による受付も可能ですが、**提出期限必着**となります。

※3 雇用促進計画の達成状況の確認は、適用年度中の**雇用保険一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、一定期間（2週間程度を目安）経過後**を目途に行うようにしてください。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行いません。

提出書類

■ 計画開始（適用年度開始）時

・ 雇用促進計画－ 1	1 部
・ 雇用促進計画－ 2	1 部
・ 主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	1 部

■ 計画終了（適用年度終了）時

・ 雇用促進計画－ 1 計画開始時に押印された「雇用促進計画－ 1」に雇用増加数などの達成状況を追記したもの	1 部
・ 返信用封筒 返送先を記入し、簡易書留の所要額の切手を貼り、「雇用促進計画在中」と明記	1 部
・ 雇用促進計画－ 3 計画期間中に分割・合併などの企業組織再編を行った場合のみ提出	1 部

雇用促進計画の記入方法

【雇用促進計画－ 1】

計画開始（適用年度開始）時に記入する項目

計画終了（適用年度終了）時に記入する項目

(様式第 5 号)

※計画期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

雇用促進計画 1

	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数 (計画開始時)	④うち雇用保険 一般被保険者数 (計画開始時)	⑤うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画開始時)	⑥労働者の数 日増増加数 (計画終了時)	⑧労働者の数 (計画終了時)	⑩うち雇用保険 一般被保険者数 (計画終了時)	⑪うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画終了時)	⑫労働者増加数 (⑧-④)	⑬うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑩-⑥)	⑭過去2年間の 事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を 行った日
1(主たる事業所)													有・無	廃止・新設	月 日
2													有・無	廃止・新設	月 日
3													有・無	廃止・新設	月 日
4													有・無	廃止・新設	月 日
5													有・無	廃止・新設	月 日
6													有・無	廃止・新設	月 日
7													有・無	廃止・新設	月 日
8													有・無	廃止・新設	月 日
9													有・無	廃止・新設	月 日
10													有・無	廃止・新設	月 日
計				②	④	⑤	⑥	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬			

※⑧欄以降は、計画期間終了時に記入

＜計画開始時＞
雇用対策法施行規則第 8 条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）
所在地
担当者名及び連絡先

社会保険労務士記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

氏 名

電 話 番 号

計画開始時受付印

＜計画終了時＞
雇用対策法施行規則第 8 条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）
所在地
担当者名及び連絡先
(所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載)

社会保険労務士記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

氏 名

電 話 番 号

計画終了時確認印

※受付公共職業安定所名

計画開始（適用年度開始）時の記入方法

【雇用促進計画－１】

(記入例)

①計画期間:平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31日 まで

	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用 事業所番号	②労働者の数 (計画開始時)	④うち雇用保険 一般被保険者数 (計画開始時)	⑥うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画開始時)	⑧労働者の 目標増加数
1 (主たる 事業所)	(株)〇〇 本社	東京都 × × …	1234-567890-0	50	40	1	10
2	× × 支社	大阪府 × × …	****-*****-	20	15	1	5
3	△△支社	愛知県 × × …	****-*****-	20	10	0	4
4	□□支社	北海道 × × …	****-*****-	10	10	0	0
計	すべての事業所について 記入してください			③ 100	⑤ 75	⑦ 2	⑨ 19

- 本社・本店が、すべての雇用保険適用事業所分（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人を含む）をまとめて記入してください。
- ①欄の計画期間は、法人の場合は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度の期間を記入してください。個人の場合は、平成27年及び平成28年の各年の1月1日から12月31日までを計画期間としてください。
- ②欄には、計画期間初日の前日の全ての労働者の数を記入してください（事業年度終了日に離職した人を含む）。④欄には、②欄のうち雇用保険一般被保険者の数を記入し、さらに⑥欄には④欄のうち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者の数を記入してください。
- 個人または法人が有する事業所の数が10か所を超える場合は、続紙に記入してください。その際、③⑤⑦⑨欄は、続紙に記入した事業所を含め、すべての事業所について合計した人数を記入してください。

【雇用促進計画－２（求人申込み見込み）】

(記入例)

募集・採用時期や職種・労働条件などは、分かる範囲で、できるだけ詳細に記入してください。

	事業所の名称	雇用保険適用 事業所番号	期間中の 労働者の求人 数見込み	うち雇用保険 一般被保険者の 求人数見込み	募集・採用 時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1	(株)〇〇本社	1234-567890-0	7	3	9月上旬	販売及び接客対応 時給1000円、勤務 時間9:00～17:00、 週5日勤務	有 無	厚労太郎	03-1234- 5678
2	"	"	3	2	1月下旬	経理 月給25万円、勤務 時間9:30～18:15、 週休2日	有 無	"	"
3	× × 支社	****-*****-	5	5	10月1日	プログラマー 月給〇万円、勤務 時間***~***、 週休2日	有 無	× × × ×	
4	△△支社	****-*****-	4	3	3月1日	配達員 日給〇〇円、勤務 時間***~***、 週〇日勤務	有 無	△△△△	

- 労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－１」の⑧欄に対応させて記入してください。（雇用促進計画提出時点で雇入れが終了している人数については、記入不要）
- 単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件などが異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記入してください。

計画終了（適用年度終了）時の記入方法

【雇用促進計画－１】

（記入例）

	⑩労働者の数 (計画終了時)	⑫うち雇用保険 一般被保険者数 (計画終了時)	⑭うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画終了時)	⑯労働者 増加数 (⑩－⑫)	⑮うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑫－⑭)－(④－⑥)	⑳過去2年間 の事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を 行った日
1 (主たる 事業所)	60	45	1	10	5	有・無	廃止・新設	月 日
2	30	22	0	10	8	有・無	廃止・新設	月 日
3	20	10	0	0	0	有・無	廃止・新設	月 日
4	0	0	0	▲10	▲10	有・無	廃止・新設	9月 30日
5	20	15	0	20	15	有・無	廃止・新設	12月 1日
計	⑪ 130	⑬ 92	⑮ 1	⑰ 30	⑲ 18			

すべての事業所について記入
してください

- 本社・本店が、すべての雇用保険適用事業所分（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人を含む）をまとめて記入してください。
- ⑩欄には、計画期間の終了日の全ての労働者の数、⑫欄には、⑩欄のうち雇用保険一般被保険者の数を記入し、さらに⑭欄には⑫欄のうち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者の数を記入してください。
- ⑯欄には、⑩欄の数から⑫欄の数を引いた人数（減少した場合はマイナスの数）を記入してください。
- ⑮欄には、⑫欄の数から⑭欄の数を引いた人数から、④欄の数から⑥欄の数を引いた人数を引いて（減少した場合はマイナスの数）記入してください。
- ⑪⑬⑮⑰⑲欄は、続紙に記入した事業所を含め、すべての事業所について合計した人数を記入してください。
- ⑳欄には、適用年度とその前事業年度についての事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「３ 事業主からの働きかけによるもの」に該当するもの）の有無について記入してください。
- 以下の場合は、雇用促進税制の適用要件を満たしていないため、適用を受けることはできません。
 - ⑳欄に「有」の記入がある場合
 - ⑲欄の数が５人未満（中小企業は２人未満）である場合
 - ⑲欄の数の⑤欄の数に対する割合が１０％未満である場合
- 計画期間中に事業所の廃止または新設を行った場合は、該当箇所丸を付けるとともに、廃止または新設を行った日を記入してください。

【雇用促進計画－3（企業組織再編に係る届出）】

※計画期間中に合併・分割などの企業組織再編を行った場合のみ作成

〈企業組織再編の4つのケース〉

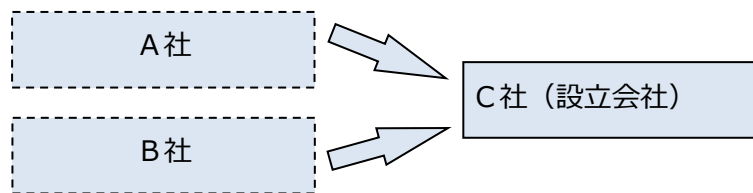
1. 吸収合併

当事者の1つ（存続会社）が存続して、他の消滅する会社（消滅会社）を吸収するもの。



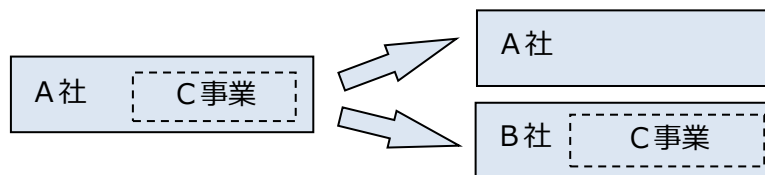
2. 新設合併

当事者会社のすべてが消滅して、新しい会社（設立会社）を設立するもの。



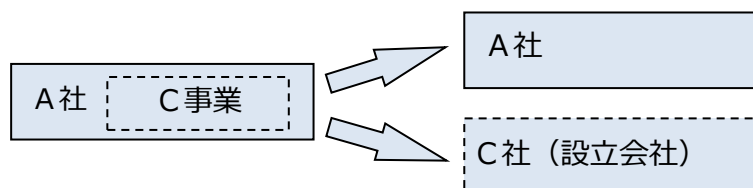
3. 吸収分割

分割会社（分割しようとする会社をいう）が事業に関して有する権利義務の全部または一部を既存の会社（承継会社）に承継させるもの。



4. 新設分割

分割会社が事業に関して有する権利義務の全部または一部を新しく設立する会社（設立会社）に承継させるもの。



（合併を行ったケース）

●計画期間の初日の前日の被保険者数が50人だったA社が、事業年度途中に計画期間の初日の前日の被保険者数が100人だったB社に吸収合併されたとする。

●その後、B社において10人を新たに雇用したとしても、B社の計画期間の初日の前日の被保険者数は150人とみなされるため、雇用増は6.7%となり、10%以上の要件は満たさない（要件を満たすには15人以上の被保険者の増加が必要）。

※ 上記は計画期間中に離職者がいないケース

(記入例 1) : 【吸収分割】他の企業に被保険者を異動させた(継承元となった) 場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を(継承された(継承元となった) 継承した(継承先となった))

合併(吸収合併 ・ 新設合併) 継承年月日 26 年 6 月 1 日
分割(吸収分割 新設分割)

自社 継承元事業所			他社 継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度(過去2年間) (例:H24.4.1-H25.3.31、 H25.4.1-H26.3.31)	事業所名	適用事業所番号	事業年度(過去2年間) (例:H24.4.1-H25.3.31、 H25.4.1-H26.3.31)
(株)〇〇本社	1234-567890-0	H25.4.1-H26.3.31 H26.4.1-H27.3.31	(株)△△支店	9876-543210-1	H25.4.1-H26.3.31 H26.4.1-H27.3.31
①計画開始時の 被保険者数	②継承直前の 被保険者数	③継承直後の 被保険者数	④計画開始時の 被保険者数	⑤継承した(された) 被保険者数	
100	95	75	50	20	
⑥計画開始時の みなし被保険者数			⑦計画開始時の みなし被保険者数	⑧継承した(された) みなし被保険者数	
78.94...					

①×③÷②
で計算

分割直前の
被保険者数

②から20名が継承
された被保険者数

承継した
被保険者数

(記入例 2) : 【新設分割】他の企業から被保険者が異動してきた(継承先となった) 場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を(継承された(継承元となった) 継承した(継承先となった))

合併(吸収合併 ・ 新設合併) 継承年月日 26 年 7 月 1 日
分割(吸収分割 新設分割)

他社 継承元事業所			自社 継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度(過去2年間) (例:H24.4.1-H25.3.31、 H25.4.1-H26.3.31)	事業所名	適用事業所番号	事業年度(過去2年間) (例:H24.4.1-H25.3.31、 H25.4.1-H26.3.31)
(株)□□	1234-567890-1	H25.4.1-H26.3.31 H26.4.1-H27.3.31	(株)●●	9876-543210-0	H25.4.1-H26.3.31 H26.4.1-H27.3.31
①計画開始時の 被保険者数	②継承直前の 被保険者数	③継承直後の 被保険者数	④計画開始時の 被保険者数	⑤継承した(された) 被保険者数	
100	95	75		20	
⑥計画開始時の みなし被保険者数			⑦計画開始時の みなし被保険者数	⑧継承した(された) みなし被保険者数	
			21.05...		

分割直前の
被保険者数

②から20名が継承
された被保険者数

①×⑤÷②
で計算

承継した
被保険者数



注意事項

1. 雇用者って誰のこと？

雇用者とは、**雇用保険一般被保険者**をいいます。

※以下に当てはまる人は雇用者には含まれません。

- ① **高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者**
- ② **役員及び雇用保険一般被保険者である役員**
- ③ **②の特殊関係者**

- (1) 役員の親族
- (2) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- (3) 上記(1)(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人
- (4) 上記(2)(3)と生計を一にしている、これらの人の親族

【計画記入にあたっての留意点】

雇用促進計画-1の「⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画開始時)」と「⑭うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画終了時)」には、**雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者の数を記入してください。**

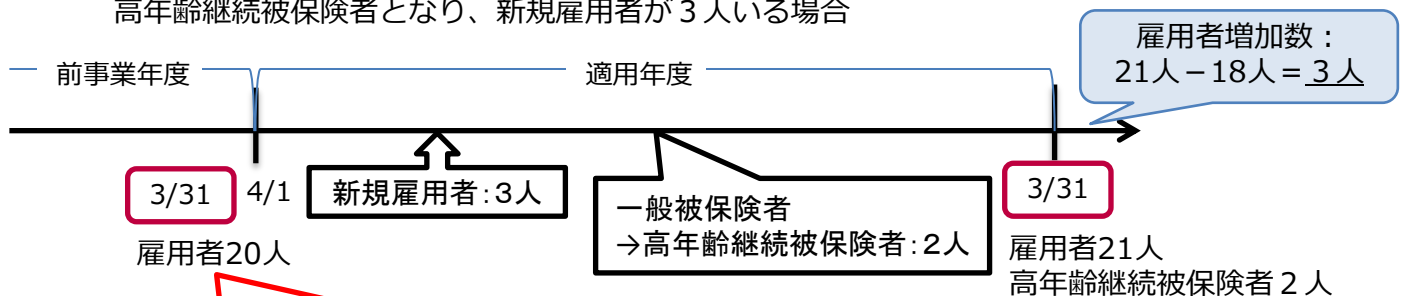
2. 高年齢継続被保険者の取扱い

適用年度中に、**高年齢継続被保険者**となった人がいた場合は、適用年度開始時の一般被保険者数からその高年齢継続被保険者となった人数を除いて、雇用者の増加数を算出することになります。

「高年齢継続被保険者」とは、一般被保険者のうち、65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳に達した日以降の日においても引き続いて雇用されている人をいいます。

事業主がハローワークに手続きをしなくても、雇用者が65歳になると、一般被保険者ではなくなります。

(例) 4月1日～3月31日が適用年度で、その年度中に2人が65歳になって一般被保険者から高年齢継続被保険者となり、新規雇用者が3人いる場合



この場合、適用年度中に高年齢継続被保険者となった人数は2人なので、前事業年度末日の雇用者は $20人 - 2人 = 18人$ として取扱う。

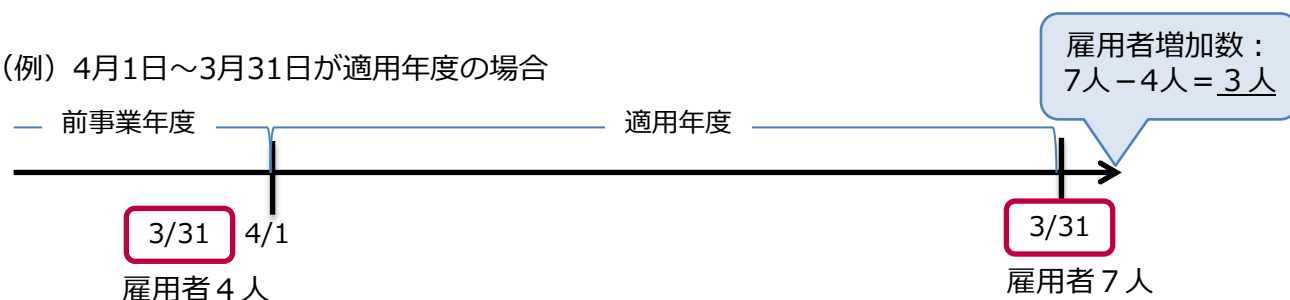
3. 雇用者数の起算日はいつ？

雇用者増加数は、**適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差**となります。

【計画記入にあたっての留意点】

雇用促進計画－1の「④うち雇用保険一般被保険者数(計画開始時)」には**前事業年度末日**の一般被保険者数を、「⑫うち雇用保険一般被保険者数(計画終了時)」には**適用年度末日**の一般被保険者数を記入してください。

(例) 4月1日～3月31日が適用年度の場合



【参考】所得拡大促進税制について

企業による雇用・労働分配（給与等支給）の拡大を促す**所得拡大促進税制**が拡充・延長されました。

（経済産業省所管。雇用促進税制とは選択適用になります）

〔概要〕

国内雇用者に対する給与等支給額を、基準事業年度と比較して一定割合以上増加※させた等の要件を満たした場合、その増加額の10%を税額控除する制度。
（平成26年度から4年間の措置）

※増加率は、平成26年度は2%、27年度は3%、平成28年度及び29年度は5%

〔詳しくは〕

経済産業省ホームページ 所得拡大促進税制

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm>

<お問い合わせ先>

- 雇用促進計画の作成・確認などについて → 本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
- 税額控除制度について → 最寄りの税務署
- 所得拡大促進税制について → 経済産業省産業人材政策室



厚労省人事労務マガジン

企業の皆さまに役立つ人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。
登録は、<http://merumaga.mhlw.go.jp/>から

